

平成30年10月

職員の給与等に関する

# 報告及び勧告

徳島県人事委員会



写

徳人委第5086号  
平成30年10月17日

徳島県議会議長 重 清 佳 之 様

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 様

徳島県人事委員会

委員長 笹 谷 正 廣

## 職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。



# 目 次

## 報 告

I	職員の給与等	1
II	民間給与等の調査	2
III	職員の給与と民間給与との比較	2
IV	職員の給与水準	3
V	国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告等の概要	4
1	給与勧告の骨子	4
2	公務員人事管理に関する報告の骨子	6
3	定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子	7
VI	職員の給与等に関する見解	11
1	給与に関する事項について	11
(1)	本年の給与改定について	11
2	人事行政に関する事項について	14
(1)	働き方改革と勤務環境の整備	14
(2)	多様で有為な人材の確保・育成	17
(3)	女性職員の育成・登用	18
(4)	雇用と年金の接続	19
(5)	服務規律の確保	19

## 勸告

1 改定の内容 ----- 22

2 改定の実施時期 ----- 23

附属資料 ----- 57

## 報 告

本委員会は、職員の給与に関する条例、徳島県学校職員給与条例、徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与、民間事業所従業員の給与その他職員の給与等の決定に関連のある諸事情について調査研究を行ってきた。

その概要は、次のとおりである。

### I 職員の給与等

本委員会が本年4月現在で実施した「平成30年職員給与実態調査」によると、職員総数は11,901人（企業職員、病院事業職員及び技能労務職員は含まない。）であり、平均年齢は43.5歳、学歴別構成は大学卒82.7%、短大卒3.9%、高校卒12.2%、中学卒1.2%、男女別構成は男性56.1%、女性43.9%となっている。

また、平均給与月額は、給料355,795円、扶養手当9,251円、地域手当5,991円、その他13,639円、計384,676円となっている。

職員には、その従事する職務の種類に応じ、行政職、研究職、医療職、教育職、公安職及び任期付研究員の6種10給料表が適用されており、このうち、行政職給料表適用者は3,636人であり、平均年齢は43.9歳、学歴別構成は大学卒69.5%、短大卒6.3%、高校卒20.3%、中学卒3.9%、男女別構成は男性67.7%、女性32.3%、平均給与月額は給料336,793円、扶養手当10,274円、地域手当6,089円、その他16,835円、計369,991円となっている。

この「平成30年職員給与実態調査」の結果は、附属資料第1表から第8表までに掲げるとおりである。

## II 民間給与等の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の286民間事業所の中から層化無作為抽出法によって抽出した113事業所のうち、103事業所の協力を得て、「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる76職種5,214人について、本年4月分として支払われた給与月額等の調査を行った。

この調査においては、本年の春季給与改定のうち、支払は終わっていないが本年4月給与に遡って実施することが確定しているものについて、また、家族手当、特別給（ボーナス）の支給状況等についても調査を行った。

その結果は、附属資料第9表から第19表までに掲げるとおりである。

## III 職員の給与と民間給与との比較

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」に基づき、公務にあつては行政職給料表適用者、民間にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種の者について、役職、年齢、学歴等が同等であると認められる者同士の諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、職員の給与が民間給与を1,295円（0.35%）下回っていることが明らかとなった。

また、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額4.47月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.40月）が0.07月分下回っていることが明らかとなった。

（附属資料 第18表 第20表参照）

## IV 職員の給与水準

総務省が実施した「平成29年地方公務員給与実態調査」において、昨年4月現在における本県職員（行政職給料表適用者）の給料と国家公務員（行政職俸給表（一）適用者）の給料を学歴別，経験年数別のラスパイレス方式により比較した結果，国家公務員の給与平均を100とした場合の本県職員のその指数は98.9となっており，都道府県の平均（100.2）を下回っている状況である。

## V 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告等の概要

人事院は、平成30年8月10日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与等に関する勧告等を行ったが、その概要は次のとおりである。

### 1 給与勧告の骨子

#### ○ 本年の給与勧告のポイント

##### 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

#### II 民間給与との較差に基づく給与改定等

##### 1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率88.2%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16%〔行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳〕  
〔俸給583円 はね返し分(注)72円〕

(注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)  
と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月(公務の支給月数 4.40月)

## 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

### (1) 俸給表

#### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験(大卒程度)、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

#### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

### (2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
勤勉手当	0.90月(支給済み)	0.95月(現行0.90月)
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給:平成30年4月1日
- ・ボーナス:法律の公布日

## 3 その他

### (1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

## (2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

## 2 公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

### 1 国民の信頼回復に向けた取組

#### (1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

#### (2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

#### (3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

### 2 人材の確保及び育成

#### (1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

#### (2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

#### (3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

### 3 働き方改革と勤務環境の整備等

#### (1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・ 超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務

の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等)と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができることとし、事後的な検証を義務付け

- ・ 1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・ 各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上  
の職員が年5日以上  
の年次休暇を使用できるよう配慮

## (2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

## (3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

## (4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

### 3 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

- 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現

#### 1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出  
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院

の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

## 2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

## 3 定年の引上げに関する具体的措置

### (1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

### (2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入
- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

### (3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能と

する制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保，組織活力の維持にも資する

- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには，それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

#### (4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では，民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳台前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも，定年延長企業のうち，60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ，60歳を超える職員の年間給与について，60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には，60歳を超える職員の俸給月額が60歳前の70%の額とし，俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また，役職定年により任用換された職員等の俸給は，任用換前の俸給月額の70%の額（ただし，その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは，当分の間の措置とし，民間給与の動向等も踏まえ，60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について，定年の引上げが段階的に行われる間も，役職定年制等の運用状況，能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況，職員の就労意識の変化等を踏まえ，新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し，円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても，民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況，職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ，必要な見直しを検討

## 4 定年の引上げに関連する取組

### (1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう，人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか，節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

**(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策**

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

## VI 職員の給与等に関する見解

### 1 給与に関する事項について

#### (1) 本年の給与改定について

##### ア 給料表について

##### (ア) 行政職給料表

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所の従事者の給与その他の事情を考慮して定めることとされている。

本年度においても、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、本年4月分の給与月額等について調査を行った。

この調査によれば、ベースアップを実施した民間事業所の割合は3割を超え、定期昇給を実施した民間事業所の割合は9割を超える結果となった。

このような状況の中、本年4月分の給与について行った公民比較の結果により、職員の給与が民間給与を1,295円(0.35%)下回っていることが確認された。

人事院においては、確認された官民較差655円(0.16%)を解消するため、行政職俸給表(一)について平均0.2%の引上げ改定を行うこととしている。その際、初任給は、民間との間に差があることを踏まえ、1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度の改定を行う。

また、その他は、400円の引上げを基本とし、再任用職員の俸給月額についても、この取扱いに準じて改定を行うこととしている。

本委員会においても、人事院勧告の内容や本県における公民較差を踏まえ検討した結果、人事院勧告に準じた改定を行うことが適当であると判断する。

##### (イ) その他の給料表

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表と同様、行政職俸給表(一)との均衡を基本に引上げ改定をした人事院勧告に準じるとともに、全国人事委員会連合会が作成した教員を対象とする「モ

デル給料表」を踏まえ、改定を行うことが適当である。

## イ 諸手当について

### (ア) 地域手当

地域手当の支給割合については、アの給料表の改定を行っても残ることとなる民間給与との較差の解消及び県内の地域における国の地域手当の指定基準による支給割合を考慮して、県内で勤務する職員は、現在の100分の1.5から100分の1.7に改定することが適当である。

### (イ) 初任給調整手当

医師については、医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行うこととした人事院勧告に準じて改定することが適当である。

### (ウ) 期末手当・勤勉手当

特別給の公民比較の結果、期末手当・勤勉手当については、現在の職員の年間平均支給月数である4.40月分に対し、民間事業所で支払われた特別給の支給割合は4.47月分となっていることから、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分とすることが適当である。

支給月数の引上げ分は、人事院勧告に準じ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当に配分し、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することが適当である。

また、再任用職員についても、同様に支給月数を引き上げることが適当である。

このほか、人事院勧告に準じ、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分することが適当である。

### (エ) 宿日直手当

人事院の報告に準じ、改定することが適当である。

ウ 実施時期について

行政職給料表の改定は、本年4月の職員の給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

また、その他の給料表、地域手当、医師の初任給調整手当及び宿日直手当の改定も同様とする。

## 2 人事行政に関する事項について

### (1) 働き方改革と勤務環境の整備

県民福祉のより一層の向上を図るためには、公務能率を増進するとともに、全ての職員が健康で生き生きと働き、成長し、その能力を最大限発揮することのできる勤務環境をつくることが不可欠である。

このためには、超過勤務の縮減やワーク・ライフ・バランスの推進等の働き方改革を進めることが重要である。

国においては、本年6月に時間外労働の上限規制をはじめとする長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等を内容とする、いわゆる働き方改革関連法が成立し、順次施行することとなっている。

さらに、本年8月には、人事院が「公務員人事管理に関する報告」において、国家公務員の超過勤務命令の上限時間の設定や長時間の超過勤務を行った職員に対する健康確保措置の強化について言及するなど、社会全体において、働き方改革の重要性はより一層高まっている。

本県においても「働き方改革推進方針」などを策定し、組織をあげて様々な取組を進めているところであるが、国の動向を踏まえ、更なる推進に向け、次に掲げる事項に重点的に取り組む必要がある。

#### ア 超過勤務の縮減等

超過勤務の縮減については、本委員会からも任命権者に対し、これまでも実効性のある取組を求めてきたところである。任命権者においては、昨年度、「働き方改革推進方針」や「働き方改革宣言」において、超過勤務時間数（月平均時間）や長時間超過勤務者数の削減目標を掲げ、「超過勤務時間数等の見える化」やテレビ会議システムをはじめとするICTの活用などにより、超過勤務縮減に一定の成果が見られた。一方、依然として、長時間の超過勤務が集中している職員や所属が見受けられる。

このため、任命権者にあつては、組織全体として、業務の削減・合理化に取り組むとともに、管理職員のマネジメント能力の更なる強化を図ることが重要である。

また、働き方改革の取組の成果を十分に検証し、効果の認められる取組については一層推進するとともに、任命権者間において共有し、広く活用していく必要がある。

さらに、豊富な知識や経験を有する再任用職員を効果的に配置するなど、より良い業務執行体制を構築していく必要がある。

特に、管理職員にあつては、職員に業務を命ずる権限を有する一方で、職員の勤務時間や心身の健康状態を十分に把握する責務があることを認識しなければならない。

この認識の下、職員の担当する業務量やその進捗状況を常に確認するとともに、超過勤務の要因を把握・分析し、必要に応じて、事務分担や人員配置の見直しによる業務量の平準化のほか、業務の抜本的な見直しを行うなど、マネジメント能力を一層発揮することが求められる。また、業務改善や計画的かつ効率的な職務遂行の重要性について職員一人一人の意識改革に努めるとともに、年次有給休暇等を計画的に取得しやすい職場環境を整備する必要がある。

また、学校現場における教員の長時間勤務の実態が指摘される中、本県においては、本年3月に提言された「学校における働き方改革タスクフォース報告書」を踏まえ、業務改善の推進や外部人材の活用等により教員の負担軽減に取り組んでいる。一方、国においては、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（仮称）」の策定が検討されていることから、教員の長時間勤務の是正に向けたより実効性のある取組を一層進めていく必要がある。

今後、労働法制の改正や国等の動向を踏まえ、超過勤務命令を行うことのできる上限時間の設定、やむを得ず上限時間を超えた場合の理由の事後的検証など、超過勤務の縮減に向けて、適切に対応していく必要がある。

## イ 職員の健康管理

本県では、病気休職者のうち、精神疾患を原因とする職員が半数を超える状態にあり、任命権者においては、メンタルヘルス対策として、相

談体制の整備や療養からの復帰支援制度の効果的な運用に努めるとともに、「ストレスチェック」の実施により、職員自身のストレスへの気付きを促し、その結果を職場環境の改善に活用するなど、職員の健康面の支援に取り組んでいる。

今後とも、職場内での予防、早期発見・早期対応、復帰支援や再発防止までの取組を適切に実施していく必要がある。

さらに、既存の健康管理制度についても、引き続き周知を図るとともに、長時間の超過勤務を行った職員に対する医師の面接指導の受診勧奨を徹底するなど、職員の心身の健康の保持・増進に取り組む必要がある。

また、職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力の発揮を妨げるだけでなく、職員の心身の健康や職場環境に悪影響を及ぼすとともに、業務の能率的な遂行に支障をもたらすことから、引き続きその根絶に向けた取組を継続・強化していくことが重要である。

#### ウ 職業生活と家庭・地域生活の両立支援

職業生活と家庭・地域生活の両立支援のため、本県では、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画や働き方改革の一環として、育児や介護に関する休暇等の制度の充実を図るとともに、制度が積極的に活用されるよう周知や意識啓発に努めている。また、幹部職員が「とくしま・イクボス宣言」を行い、自ら率先して、育児や介護に関する休暇を取得しやすい職場づくりに取り組んでいる。

さらに、ICTを活用した時間や場所に縛られない柔軟な働き方である「テレワーク」の更なる推進に向け、昨年度までの取組を踏まえ、本年度から在宅勤務の本格運用を開始するとともに、県庁版サテライトオフィスの設置場所の拡大やモバイルワークの利用促進など、積極的な取組を行っている。

今後とも、任命権者においては、これらの取組の成果と課題を検証し、制度の一層の活用・定着を図るとともに、職員一人一人の状況に応じた多様な働き方が可能となるよう、勤務環境の整備に努めることが重要である。

## (2) 多様で有為な人材の確保・育成

全国を上回るスピードで人口減少と超高齢化が進行している本県では、社会経済活動を支える人材の不足が懸念されている。人口減少社会を正面から受け止め、東京一極集中の是正など、本県が直面する様々な課題に的確に対応するためには、改革マインドを持って挑戦できる自律的な人材を確保するとともに、高度化・多様化する行政課題や県民ニーズに適切に対応できる人材を育成し、組織力を一層強化していくことが求められている。

一方、景気の回復や若年労働力人口の減少による民間企業の採用意欲の高まりに伴い、公務員の志望者の減少や採用辞退者の増加など、国や地方公共団体の職員採用を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、本県においても有為な人材の確保は喫緊の課題となっている。

そこで、本委員会では、本年の職員採用試験において、即戦力となる優れた人材の確保やU I Jターンを促進するため、「県外社会人枠」を創設するとともに、知事部局においても「大学卒業程度」の職員採用決定を約1か月前倒しするなど、受験者の増加や採用辞退者の抑止に努めているところである。

これらに加えて、「職員採用プロジェクトチーム」に参画の上、任命権者と連携した新たな取組として、各職種ごとの業務内容等の情報を盛り込んだ採用職種別リーフレットの作成や採用説明会の夜間開催、保護者を対象とした説明会の開催など、受験者側のニーズも取り入れながら、リクルート活動の充実強化に努めてきたところである。今後とも、多様で意欲のある人材を確保するための方策を検討・実施してまいりたい。

また、人材育成については、任命権者において、県民目線・現場主義に立ち、課題に挑戦できる人材を育成するため、研修機関における職場外研修（OFF-JT）として、参加型重視の実践的な職員研修の実施に努めている。このため、管理職員においては、研修の重要性を改めて認識し、職員が受講しやすい環境整備を図り、受講勧奨に努めるとともに、日々の業務の中で行われる職場内研修（OJT）についても、計画的・継続的な能力開発の機会として積極的に取り組む必要がある。

なお、平成28年度から本格実施している人事評価については、引き続き

評価者の目線を合わせつつ、職員の育成と意欲の向上に資する制度となるよう努められたい。

障がい者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用率が本年度から引き上げられたことを踏まえ、任命権者は、障がい者が職員としてその能力を十分発揮できる勤務環境の整備に努めるとともに、法定雇用率が達成できるよう、障がい者雇用を推進していく必要がある。

また、昨年5月の地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化され、新たに一般職の会計年度任用職員制度が創設された。平成32年4月の施行を見据え、任命権者においては、その職務内容や勤務形態等に応じて任用根拠を整理し、勤務条件等について検討を行うなど、必要な準備を進め、円滑な制度導入を図っていく必要がある。

### **(3) 女性職員の育成・登用**

女性職員の活躍推進は、幅広い視点に立った、きめ細やかな行政サービスを提供し、しなやかでバランスのとれた組織執行体制を構築する上で重要である。

こうした観点から、任命権者においては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を策定し、女性職員の更なる活躍の推進に向け、女性職員の登用や働き方に関する数値目標を掲げ取り組んでいる。

中でも、ロールモデルになることが期待される女性管理職は年々増加しており、より多くの職員が自らのキャリア形成に真剣に向き合い、多様な経験を積むことにより、女性の個性や能力を生かした行政課題への対応が一層期待されるところである。

今後とも、女性職員が能力を十分に発揮し、意欲を持って働けるよう、職場内の更なる意識改革や協力体制づくりを強化するなど、働きやすい環境を整備することにより、特定事業主行動計画を着実に推進していく必要がある。

#### (4) 雇用と年金の接続

公的年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴い、平成29年度末に定年退職した職員から、退職後に年金が支給されない期間が最長3年間となった。

国においては、本年2月、「公務員の定年の引上げに関する関係閣僚会議」を開き、国家公務員の定年を65歳に引き上げる方針を決定し、これを受け人事院は、8月の給与勧告に合わせて国家公務員法等の改正についての意見の申出を行い、「定年の段階的な65歳への引上げ」、「役職定年制の導入」、「60歳を超える職員の給与」等について基本的な考えを示したところであり、今後、具体的な制度設計を見据えた国の動向を注視していく必要がある。

一方、本県の高齢期雇用は、再任用制度を活用しており、本年度から再任用となった職員は、希望があり勤務実績が良好な場合、65歳まで更新できることとなっている。再任用としての期間が長期化し再任用職員数が増える中、能力及び経験の活用、モチベーションの確保、職場内での連携等、様々な視点による人事配置が必要である。

任命権者においては、なお一層、再任用職員の希望に配慮するとともに、豊富な知識や経験を生かした組織の超過勤務縮減に資する配置など、再任用職員を含む全ての職員が働きやすい勤務環境の整備に努められたい。

雇用と年金の接続については、今後とも引き続き、国や他の都道府県の動向を注視し、任命権者と情報共有を図りながら、実情を十分把握し、適切に対応していく必要がある。

#### (5) 服務規律の確保

全ての職員は、常に全体の奉仕者としての責任を自覚し、誠実かつ公平に職務を遂行する必要があることを認識するとともに、高い倫理感と使命感を持って職務に当たらなければならない。

とりわけ、一たび職員による非違行為が発生すると、当該職員が非難されるだけでなく、家族やその周囲の人にも重大な影響を与え、さらには、県及び県職員全体の品位と信頼を失墜させるものであることから、任命権者においては、職員一人一人の高い倫理意識の確立と服務規律の確保の徹

底を図り、不祥事の未然防止に努め、県民の疑念を招くことがないよう、  
不断の取組を行わなければならない。

特に、管理職員においては、職員相互に意思疎通のできる風通しの良い  
職場づくりに努めるとともに、事務処理ミスを防ぐための重層的なチェッ  
ク体制の確立と業務の進行管理、研修等を通じた職員の交通安全意識の徹  
底など、不祥事を起こさない職場環境の構築に積極的に取り組む必要があ  
る。

## おわりに

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることの代償措置として設けられており、民間の給与水準や国家公務員の給与制度等との均衡の下、社会情勢に適応した職員の適正な処遇を確保することを目的としている。

このため、本委員会は、例年と同様に、本年も民間給与実態を精確に調査し、職員の給与と民間給与を比較したところ、月例給、期末手当・勤勉手当ともに引上げ勧告となった。

このことは、日々、職務に精励している職員にとって、士気の一層の向上につながるものと期待している。

議会及び知事におかれては、勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、この勧告を尊重し、それぞれの職場で、行政各般の職務を通じて県民生活を支えている職員に、適正な処遇がなされるよう要請するものである。

職員各位におかれては、全体の奉仕者としての立場と職責を自覚し、高い倫理感と使命感を持って行動するとともに、激変する社会経済情勢や多様化する県民ニーズに的確に対応し、県民福祉のより一層の向上を図るため、各種行政施策や教育の振興、治安の維持等において、能率的で誠実かつ公平な職務の遂行に努め、県民の信頼と期待に応えられたい。

## 勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和27年徳島県条例第2号）、徳島県学校職員給与条例（昭和27年徳島県条例第4号）、徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年徳島県条例第27号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成21年徳島県条例第87号）を改正することを勧告する。

### 1 改定の内容

#### (1) 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を414,800円とすること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,800円とすること。

##### イ 期末手当・勤勉手当

(ア) 平成30年12月期の支給割合

##### a b及びc以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあっては0.475月分）とすること。

##### b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあつては0.575月分）とすること。

c 任期付研究員

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

(イ) 平成31年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.725月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.45月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.125月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.55月分）とすること。

c 任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

## 2 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(イ)については、平成31年4月1日から実施すること。

## 別記

## 行政職給料表

職員の 区分	職務の 等級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	

41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			

	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600						
	95		295,200	343,100						
	96		295,600	343,500						
	97		295,800	343,700						
	98		296,100	344,100						
	99		296,500	344,500						
	100		296,900	344,800						
	101		297,100	345,100						
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

## 研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職務の 等級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職 員以外の 職 員	1	144,300	194,000	280,200	331,500	388,800
	2	145,400	196,600	282,600	333,700	391,700
	3	146,600	199,000	285,000	335,900	394,300
	4	147,700	201,400	287,400	337,900	397,100
	5	148,800	203,900	289,700	339,700	399,200
	6	150,100	206,200	291,900	341,800	401,900
	7	151,400	208,500	293,900	343,900	404,600
	8	152,700	210,700	295,900	345,900	407,300
	9	153,800	212,800	298,000	347,600	409,800
	10	155,500	215,100	300,600	349,600	412,400
	11	157,100	217,600	303,200	351,700	415,100
	12	158,700	219,900	306,000	353,600	417,900
	13	160,200	221,900	308,100	355,600	420,500
	14	162,100	224,300	310,700	357,500	423,200
	15	164,000	226,700	313,200	359,300	426,000
	16	166,000	229,100	316,000	361,200	428,700
	17	167,800	231,300	318,600	362,900	431,200
	18	170,000	234,100	320,800	364,800	433,800
	19	172,200	237,000	323,000	366,500	436,300
	20	174,300	239,900	325,100	368,500	438,900
	21	176,500	242,400	327,300	370,000	441,400
	22	178,900	245,100	329,300	372,000	444,000
	23	181,200	247,600	331,300	373,700	446,600
	24	183,500	250,300	333,300	375,600	449,100
	25	185,600	253,000	335,200	377,000	451,300
	26	187,800	255,400	337,100	378,700	453,600
	27	189,900	257,700	338,900	380,600	456,100
	28	192,000	259,900	340,700	382,500	458,600
	29	194,100	262,500	342,600	384,200	461,100
	30	195,700	264,700	344,300	386,100	463,600
	31	197,500	266,600	345,800	388,000	466,100
	32	199,200	268,700	347,500	389,900	468,600
	33	201,000	270,400	348,700	391,500	470,900
	34	202,900	272,400	350,100	393,300	473,300
	35	204,800	274,500	351,400	394,900	475,700
	36	206,700	276,400	352,900	396,700	478,200
	37	208,200	278,300	354,100	397,900	480,600
	38	210,100	279,800	355,500	399,400	483,100
	39	212,000	281,000	356,700	400,800	485,500
	40	213,900	282,500	358,100	402,200	488,000

41	215,700	283,900	358,800	403,600	490,300
42	217,600	284,800	359,900	404,900	492,500
43	219,500	285,800	361,100	406,400	494,700
44	221,400	286,800	362,200	408,000	496,900
45	223,100	287,500	363,300	409,400	498,600
46	225,000	288,700	364,500	410,600	500,100
47	226,800	289,900	365,800	412,200	501,700
48	228,600	291,100	366,900	413,800	503,200
49	230,300	292,400	368,000	415,100	504,900
50	232,100	293,700	369,300	416,500	506,300
51	233,800	294,800	370,600	418,000	507,700
52	235,500	295,900	371,900	419,400	509,200
53	236,900	297,100	372,600	420,800	510,300
54	238,700	298,300	373,600	422,200	511,500
55	240,400	299,600	374,500	423,600	512,700
56	242,000	300,700	375,500	425,000	513,900
57	243,200	301,500	376,300	426,100	514,800
58	244,400	302,600	377,100	427,400	515,800
59	245,400	303,800	377,800	428,800	516,800
60	246,500	304,900	378,500	430,100	517,800
61	247,600	305,800	379,100	430,900	518,900
62	248,700	306,900	379,800	431,800	519,800
63	249,600	308,000	380,700	432,800	520,500
64	250,700	309,100	381,600	433,700	521,200
65	251,900	309,900	382,200	434,600	522,000
66	252,900	311,000	383,000	435,400	522,800
67	254,000	311,900	383,800	436,000	523,600
68	254,900	312,900	384,600	436,800	524,400
69	255,800	313,900	385,200	437,200	525,100
70	257,200	314,900	385,900	437,800	525,900
71	258,700	316,000	386,600	438,300	526,700
72	260,000	317,100	387,300	438,800	527,500
73	261,400	317,600	388,000	439,300	528,200
74	262,800	318,600	388,600		
75	264,200	319,700	389,200		
76	265,300	320,800	389,900		
77	266,400	321,900	390,600		
78	267,600	322,900	391,200		
79	268,900	323,800	391,800		
80	270,000	324,700	392,400		
81	271,200	325,800	393,000		
82	272,500	326,600	393,600		
83	273,800	327,300	394,200		
84	275,000	328,100	394,800		

	85	276,100	328,600	395,300		
	86	277,200	329,100	395,800		
	87	278,500	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		
	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			
	93	284,800	332,200			
	94	285,800	332,600			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			
	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用 職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

# 医療職給料表

## イ 医療職給料表 (一)

職員 区分	職務の 等級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職 員以外の 職員	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700

41	370,700	436,200	490,100	548,200
42	372,100	438,000	491,900	549,600
43	373,600	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	

	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再 任 用 員 職		296,200	338,600	393,000	466,000

ロ 医療職給料表 (二)

職員 区分	職務の 等級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100	437,200
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800	439,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400	442,300
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100	444,900
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500	447,300
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200	449,800
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800	452,300
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500	454,800
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600	457,200
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900	459,600
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100	462,200
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900	497,000
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300	497,500
40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	498,000	

41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		

	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400			
	86		289,500	325,400	346,300				
	87		289,700	325,600	346,600				
	88		289,900	326,000	346,900				
	89		290,300	326,400	347,300				
	90		290,500	326,800	347,600				
	91		290,700	327,200	348,000				
	92		290,900	327,600	348,300				
	93		291,300	327,900	348,700				
	94		291,500	328,100	349,000				
	95		291,700	328,500	349,300				
	96		292,000	328,800	349,600				
	97		292,400	329,000	349,900				
	98		292,700	329,300	350,300				
	99		292,900	329,600	350,700				
	100		293,200	329,900	351,100				
	101		293,500	330,100	351,600				
	102		293,700	330,400	352,000				
	103		293,900	330,800	352,400				
	104		294,200	331,000	352,800				
	105		294,500	331,200	353,300				
	106			331,400					
	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

ハ 医療職給料表 (三)

職員の 区分	職務の 等級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職 員以外の 職員	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100	374,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200	376,700
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200	379,400
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400	382,000
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400	384,200
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500	386,600
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600	388,900
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700	391,200
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200	393,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200	395,300
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100	397,500
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100	399,800
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000	401,700
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100	403,700
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200	405,900
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200	408,100
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200	410,100
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200	412,300
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300	414,500
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400	416,600
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100	418,500
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200	420,400
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300	422,200
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300	424,100
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300	425,800
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900	427,400
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800	429,100
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600

41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		

85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			

129	298,400	329,100						
130	298,700	329,300						
131	299,100	329,700						
132	299,500	329,900						
133	299,700	330,200						
134	300,000	330,600						
135	300,400	331,000						
136	300,700	331,400						
137	300,900	331,700						
138	301,200	332,100						
139	301,600	332,500						
140	301,900	332,900						
141	302,100	333,200						
142	302,500	333,600						
143	302,900	333,900						
144	303,200	334,300						
145	303,400	334,600						
146	303,600	335,000						
147	303,900	335,400						
148	304,300	335,800						
149	304,500	336,100						
150	304,700	336,500						
151	305,000	336,900						
152	305,300	337,300						
153	305,700	337,600						
154	305,900							
155	306,100							
156	306,400							
157	306,700							
158	307,000							
159	307,300							
160	307,600							
161	308,000							
162	308,300							
163	308,600							
164	308,900							
165	309,300							
166	309,600							
167	309,900							
168	310,200							
169	310,600							
再任用 職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600	

## 高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の 等級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職 員以外の 職 員	1	157,900	202,300	262,400	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	264,900	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	267,200	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	269,500	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	272,000	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	274,400	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	276,600	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	278,800	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	281,000	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	283,300	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	285,700	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	287,900	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	290,300	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	292,400	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	294,300	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	296,300	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	298,400	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	300,900	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	303,400	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	306,100	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	308,300	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	310,900	372,700	454,000
	23	201,900	246,900	313,200	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	315,900	376,400	457,600
	25	205,100	252,100	318,500	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	320,800	379,500	460,900
	27	208,300	257,100	323,200	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	325,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	327,600	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	329,600	386,900	466,800
	31	214,800	266,600	331,800	388,800	468,100
	32	216,500	268,800	334,000	390,800	469,400
	33	218,000	270,900	335,800	392,500	470,600
	34	219,800	273,100	337,900	394,200	471,300
	35	221,600	275,300	340,000	395,800	472,000
	36	223,400	277,300	342,000	397,600	472,700
	37	224,900	279,600	344,100	398,800	473,300
	38	226,700	281,600	346,200	400,300	
	39	228,500	283,500	348,400	401,700	
	40	230,300	285,500	350,500	403,100	

41	232,000	287,300	352,400	404,800
42	233,700	289,700	354,500	406,200
43	235,300	292,000	356,400	407,500
44	236,900	294,500	358,500	409,000
45	238,300	296,500	360,300	410,600
46	239,700	299,000	362,300	411,900
47	241,000	301,300	364,200	413,400
48	242,200	304,000	366,200	415,000
49	243,600	306,400	367,800	416,700
50	245,100	308,800	369,600	418,100
51	246,300	311,300	371,500	419,700
52	247,800	313,600	373,500	421,200
53	249,000	315,800	375,300	422,900
54	250,200	318,000	377,100	424,400
55	251,600	320,100	378,900	426,000
56	252,700	322,300	380,600	427,600
57	254,000	324,200	382,100	429,100
58	255,100	326,300	383,700	430,600
59	256,200	328,400	385,400	431,800
60	257,400	330,400	387,100	433,000
61	258,700	332,500	388,300	434,200
62	259,800	334,600	389,700	435,500
63	261,200	336,800	391,100	436,800
64	262,300	339,000	392,400	438,000
65	263,600	340,700	393,800	439,200
66	265,100	342,900	395,000	440,400
67	266,600	344,900	396,400	441,600
68	268,300	347,100	397,800	442,800
69	269,700	348,900	399,100	444,000
70	271,100	350,800	400,400	445,200
71	272,500	352,800	401,800	446,400
72	273,900	354,800	403,100	447,600
73	275,000	356,400	404,400	448,700
74	276,400	358,300	405,800	449,300
75	277,800	360,100	407,200	449,800
76	279,000	362,000	408,500	450,300
77	280,200	363,800	409,700	450,800
78	281,400	365,500	410,900	
79	282,600	367,200	412,200	
80	283,800	368,800	413,600	
81	284,900	370,300	414,900	
82	286,100	371,800	416,100	
83	287,300	373,300	417,100	
84	288,500	374,700	418,300	

85	289,500	375,800	419,500
86	290,600	377,200	420,700
87	291,600	378,600	421,900
88	292,800	379,900	422,900
89	293,900	381,200	424,000
90	295,000	382,500	425,000
91	296,200	383,700	426,000
92	297,400	385,000	427,000
93	297,900	386,300	427,900
94	298,900	387,400	428,700
95	300,000	388,700	429,500
96	301,200	389,900	430,300
97	302,200	391,300	431,100
98	303,300	392,300	431,500
99	304,300	393,400	431,900
100	305,400	394,400	432,300
101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	435,200
111	314,300	404,400	435,500
112	314,800	405,200	435,700
113	315,400	405,800	435,900
114	315,800	406,500	436,200
115	316,300	407,200	436,500
116	316,800	407,900	436,700
117	317,400	408,500	436,900
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	

	129	322,400	412,200			
	130	322,700	412,500			
	131	323,000	412,800			
	132	323,300	413,000			
	133	323,500	413,200			
	134	323,700	413,500			
	135	323,900	413,800			
	136	324,200	414,000			
	137	324,500	414,200			
	138	324,700	414,500			
	139	325,000	414,800			
	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700				
	147	327,000				
	148	327,300				
	149	327,500				
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

## 小学校中学校教育職給料表

職員 区分	職務の 等級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職 員以外の 職 員	1	157,900	173,900	262,400	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	264,900	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	267,200	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	269,500	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	272,000	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	274,400	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	276,600	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	278,800	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	281,000	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	283,300	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	285,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	287,900	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	290,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	292,400	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	294,300	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	296,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	298,400	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	300,900	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	303,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	306,100	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	308,300	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	310,900	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	313,200	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	315,900	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	318,500	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	320,800	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	323,200	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	325,400	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	327,600	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	329,600	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	331,800	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	334,000	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	335,800	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	337,900	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	340,000	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	342,000	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	344,000	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	345,900	370,000	
	39	227,700	257,100	347,900	371,300	
	40	229,400	259,400	349,800	372,900	

41	231,000	262,000	351,300	374,000
42	232,700	264,400	353,100	375,400
43	234,300	266,600	354,700	376,800
44	235,900	268,800	356,400	378,300
45	237,600	270,900	358,200	379,700
46	239,100	273,100	359,900	381,300
47	240,400	275,300	361,200	382,900
48	241,800	277,300	362,800	384,400
49	243,000	279,600	364,000	385,800
50	244,400	281,600	365,500	387,300
51	245,900	283,500	367,100	388,800
52	247,100	285,500	368,700	390,200
53	248,200	287,300	370,100	391,400
54	249,600	289,700	371,600	392,700
55	250,800	292,000	373,100	393,800
56	252,000	294,500	374,600	394,900
57	253,200	296,500	376,100	396,300
58	254,400	299,000	377,500	397,500
59	255,500	301,300	378,900	398,700
60	256,700	304,000	380,200	400,000
61	258,100	306,400	381,100	401,200
62	259,100	308,800	382,300	402,200
63	260,300	311,300	383,500	403,600
64	261,200	313,600	384,600	404,900
65	262,200	315,800	385,500	406,100
66	263,600	318,000	386,700	407,200
67	265,000	320,100	387,700	408,400
68	266,400	322,300	388,800	409,500
69	268,000	324,200	390,000	410,500
70	269,500	326,300	391,000	411,700
71	271,000	328,400	392,100	412,900
72	272,400	330,400	393,300	414,100
73	273,400	332,500	394,300	414,700
74	274,600	334,600	395,400	415,500
75	275,900	336,800	396,500	416,200
76	277,100	339,000	397,600	416,700
77	278,300	340,700	398,500	417,000
78	279,400	342,600	399,400	417,400
79	280,600	344,300	400,400	417,800
80	281,800	346,100	401,400	418,200
81	283,000	347,900	402,200	418,500
82	283,900	349,700	403,000	418,900
83	285,100	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600

85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	
101	299,900	374,300	412,600	
102	300,400	375,300	412,900	
103	300,900	376,300	413,200	
104	301,400	377,300	413,400	
105	301,600	378,100	413,600	
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700	414,900	
111	303,200	383,700	415,200	
112	303,500	384,700	415,400	
113	303,700	385,300	415,600	
114	303,900	386,200	415,900	
115	304,100	387,100	416,200	
116	304,400	388,000	416,400	
117	304,700	388,800	416,600	
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		

	129		397,000			
	130		397,600			
	131		398,100			
	132		398,600			
	133		398,900			
	134		399,200			
	135		399,500			
	136		399,800			
	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
	140		401,000			
	141		401,300			
	142		401,600			
	143		401,900			
	144		402,200			
	145		402,400			
	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
再任用 職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

## 医 療 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職務の 等級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職 員以外の 職 員	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100

41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300
42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400
43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600
44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000
46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100
49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600
56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500
57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000
58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800
59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600
60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400
61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800
62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500
63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200
64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000

	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400
	86		289,500	325,400	346,300	
	87		289,700	325,600	346,600	
	88		289,900	326,000	346,900	
	89		290,300	326,400	347,300	
	90		290,500	326,800	347,600	
	91		290,700	327,200	348,000	
	92		290,900	327,600	348,300	
	93		291,300	327,900	348,700	
	94		291,500	328,100	349,000	
	95		291,700	328,500	349,300	
	96		292,000	328,800	349,600	
	97		292,400	329,000	349,900	
	98		292,700	329,300	350,300	
	99		292,900	329,600	350,700	
	100		293,200	329,900	351,100	
	101		293,500	330,100	351,600	
	102		293,700	330,400	352,000	
	103		293,900	330,800	352,400	
	104		294,200	331,000	352,800	
	105		294,500	331,200	353,300	
	106			331,400		
	107			331,800		
	108			332,000		
	109			332,200		
	110			332,600		
	111			333,000		
	112			333,400		
	113			333,600		
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

# 公安職給料表

職員の 区分	職務の 等級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600	381,900	422,800
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	349,800	384,100	424,600
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	352,100	386,000	426,500
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	354,300	388,100	428,400
	5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	356,300	389,800	429,800
	6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	358,400	391,800	431,500
	7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	360,600	393,600	433,100
	8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,400	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,600	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	212,200	229,500	251,000	283,000	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	214,100	231,100	252,300	284,200	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	215,800	232,800	253,500	286,000	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	217,600	234,500	254,800	288,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	219,300	236,200	256,000	290,000	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	221,200	237,400	257,100	291,900	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	223,000	239,200	258,200	293,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	224,800	241,000	259,500	295,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	226,600	242,800	260,600	297,600	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	228,200	244,200	261,100	299,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	229,900	245,700	262,300	301,100	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	231,600	247,000	263,400	303,000	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	233,300	248,400	264,600	304,800	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	234,500	249,700	265,500	306,600	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	236,300	251,000	266,700	308,500	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	238,100	252,200	267,700	310,400	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
40	239,900	253,400	268,700	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500	

41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
62	263,400	279,600	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300		
63	264,500	281,200	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600		
64	265,400	282,700	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
65	266,500	284,100	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
66	267,700	285,500	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
67	268,900	287,000	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
68	270,000	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
70	272,600	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
71	274,000	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
72	275,300	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
73	276,500	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
74	277,900	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
75	279,300	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		

85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	
94	300,600	324,200	350,600	384,200			
95	301,700	325,600	352,100	384,800			
96	303,000	326,900	353,600	385,300			
97	304,100	328,100	354,900	385,700			
98	305,300	329,400	356,100	386,100			
99	306,500	330,700	357,200	386,700			
100	307,700	332,000	358,400	387,200			
101	308,900	333,400	359,500	387,600			
102	309,900	334,300	360,600	388,100			
103	311,000	335,400	361,700	388,700			
104	312,000	336,600	362,900	389,200			
105	312,800	337,700	364,100	389,500			
106	313,400	338,800	364,600	389,900			
107	314,000	339,800	365,200	390,400			
108	314,700	340,900	365,800	390,700			
109	315,200	342,100	366,400	391,000			
110	315,700	343,100	366,900	391,500			
111	316,200	344,100	367,400	392,000			
112	316,800	345,000	367,900	392,500			
113	317,600	345,900	368,300	392,800			
114	318,300	346,800	368,700	393,300			
115	319,000	347,800	369,300	393,800			
116	319,700	348,800	369,800	394,300			
117	320,300	349,800	370,200	394,600			
118	321,100	350,300	370,700	395,100			
119	321,800	350,900	371,300	395,600			
120	322,600	351,500	371,800	396,100			
121	323,200	351,800	372,000	396,500			
122	323,500	352,200	372,500	397,000			
123	324,000	352,700	373,000	397,400			
124	324,500	353,100	373,400	397,900			
125	324,800	353,500	373,900	398,300			
126			374,400				
127			374,900				
128			375,400				

	129			375,700						
	130			376,200						
	131			376,700						
	132			377,200						
	133			377,500						
	134			378,000						
	135			378,400						
	136			378,800						
	137			379,100						
	138			379,600						
	139			380,100						
	140			380,600						
	141			380,900						
再 任 用 員 職		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

第1号任期付研究員に適用される給料表

号俸	給料月額
	円
1	396,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第2号任期付研究員に適用される給料表

号俸	給料月額
	円
1	330,000
2	366,000
3	394,000

## 別記 備考

- 1 各給料表の備考は，現行どおりとする。
- 2 改定後の給料表適用の日における職員の職務の等級及び号俸は，その適用の日の前日における職務の等級及び号俸と同一とする。
- 3 行政職給料表の職務の等級のうち，7級から9級までは，徳島県学校職員給与条例に適用しないものとする。

# 附 属 資 料

## 目 次

1	職員の給与関係	57
第1表	給料表別適用人員，平均年齢，学歴別人員構成比及び性別人員構成比	58
第2表	給料表別平均給与月額	60
第3表	給料表別，等級別平均給料月額	62
第4表	給料表別，等級別，号俸別人員分布	64
第5表	再任用職員の給料表別，等級別人員分布	90
第6表	扶養手当の支給状況	91
第7表	住居手当の支給状況	92
第8表	通勤手当の支給状況	93
2	民間給与関係	95
第9表	産業別，企業規模別調査事業所数	97
第10表	給与改定の状況	97
第11表	定期昇給の実施状況	98
第12表	初任給の改定状況	98
第13表	学歴別，規模別新卒事務員，新卒技術者初任給	99
第14表	職種別，企業規模別給与額等	100
第15表	家族手当の支給状況	115
第16表	住宅手当の支給状況	116
第17表	定期昇給制度の状況	116
第18表	特別給の支給状況	117
第19表	冬季賞与の配分状況	117
3	職員の給与と民間給与との比較	118
第20表	職員の給与と民間給与との較差	118
4	生 計 費	119
第21表	費目別，世帯人員別標準生計費（徳島市）	119
5	労働経済指標	120
第22表	労働経済指標	120



# 1 職員の給与関係

## 平成30年職員給与実態調査の概要

### (1) 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与に関する報告及び勧告の基礎資料を得るため、平成30年4月現在における職員給与等の実態を調査したものである。

### (2) 調査の対象

次に掲げる条例の適用を受ける職員（常勤を要しない職員及び臨時職員を除く。）

- ア 職員の給与に関する条例
- イ 徳島県学校職員給与条例
- ウ 徳島県地方警察職員の給与に関する条例
- エ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

### (3) 調査の方法

各任命権者の報告資料及びその他の統計資料によって調査した。

### (4) その他

調査項目及び調査結果の概要は、第1表から第8表までに示すとおりである。

第1表 給料表別適用人員，平均年齢，学歴別人員構成比及び性別人員構成比

区分 給料表	適用人員 人	平均年齢 歳	大学卒
			%
全給料表	11,901	43.5	82.7
行政職給料表	3,636	43.9	69.5
研究職給料表	144	42.0	95.1
医療職給料表（一）	35	36.4	100.0
医療職給料表（二）	129	39.5	86.0
医療職給料表（三）	84	38.6	71.4
高等学校等教育職給料表	2,028	45.2	97.9
小学校中学校教育職給料表	4,286	44.6	97.5
公安職給料表	1,558	38.3	51.4

- (注) 1 企業職員，病院事業職員及び技能労務職員を除く（以下同じ。）。
- 2 医療職給料表（二）には，学校栄養職員を含む（以下同じ。）。
- 3 第2号任期付研究員は，全給料表の集計に含まれるが，適用人員が1名であるた

学歴別人員構成比			性別人員構成比	
短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
%	%	%	%	%
3.9	12.2	1.2	56.1	43.9
6.3	20.3	3.9	67.7	32.3
4.2	0.7	—	79.2	20.8
—	—	—	74.3	25.7
10.1	3.9	—	41.1	58.9
27.4	1.2	—	1.2	98.8
1.4	0.7	—	48.0	52.0
2.5	—	—	37.8	62.2
4.0	44.6	—	91.9	8.1

め記載していない（第2表において同じ。）。

第2表 給料表別平均給与月額

給料表	調査年月	平成30年4月現在					給料 A'
	種別	給料 A	扶養手当 B	地域手当 C	その他 D	計 E	
		円	円	円	円	円	円
全給料表		355,795	9,251	5,991	13,639	384,676	358,767
行政職給料表		336,793	10,274	6,089	16,835	369,991	339,096
研究職給料表		355,582	11,816	5,517	8,513	381,428	359,207
医療職給料表(一)		405,609	3,629	68,973	307,023	785,234	412,670
医療職給料表(二)		325,827	7,527	5,082	23,498	361,934	327,889
医療職給料表(三)		312,430	1,780	4,775	8,589	327,574	316,693
高等学校等教育職給料表		389,207	9,604	6,035	8,499	413,345	390,479
小学校中学校教育職給料表		371,625	6,851	5,761	11,670	395,907	376,230
公安職給料表		316,840	13,448	5,107	11,631	347,026	318,037

(注) 「給料」には給料の調整額及び教職調整額を含み、「その他」には管理職手当を含む。

平成29年4月現在				対前年比				
扶養手当 B'	地域手当 C'	その他 D'	計 E'	給料 A/A'	扶養手当 B/B'	地域手当 C/C'	その他 D/D'	計 E/E'
円	円	円	円	%	%	%	%	%
8,874	6,021	13,533	387,195	99.2	104.2	99.5	100.8	99.3
10,021	6,095	16,649	371,861	99.3	102.5	99.9	101.1	99.5
12,313	5,579	7,946	385,045	99.0	96.0	98.9	107.1	99.1
4,803	71,185	304,406	793,064	98.3	75.6	96.9	100.9	99.0
6,710	5,099	22,734	362,432	99.4	112.2	99.7	103.4	99.9
1,896	4,843	7,409	330,841	98.7	93.9	98.6	115.9	99.0
8,609	6,039	8,421	413,548	99.7	111.6	99.9	100.9	100.0
6,637	5,829	11,906	400,602	98.8	103.2	98.8	98.0	98.8
13,121	5,162	11,409	347,729	99.6	102.5	98.9	101.9	99.8

第3表 給料表別，等級別平均給料月額

給料表	職務の等級			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
行政職給料表	円 194,374	円 238,185		円 305,654
研究職給料表	—	252,912		367,197
医療職給料表（一）	310,946	398,658		529,289
医療職給料表（二）	—	217,660		249,060
医療職給料表（三）	—	230,591		257,107
高等学校等教育職給料表	294,047	367,308	427,806	455,123
小学校中学校教育職給料表	—	345,157	409,557	428,002
公安職給料表	200,350	245,948		283,952

（注） 第2号任期付研究員は，適用人員が1名であるため記載していない（第4表において

4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
円 366,510	円 389,992	円 407,037	円 429,489	円 454,607	円 478,316
434,210	465,700				
563,300					
297,595	369,946	400,008	424,175	—	
299,200	382,276	413,463	—		
469,216					
440,575					
357,833	402,120	419,813	435,614	450,064	468,620

同じ。)

第4表 給料表別，等級別，号俸別人員分布

行政職給料表

職務の等級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2		1							
3									1
4									
5									
6									
7									
8									
9	4	1							
10									5
11									1
12	6	2							2
13	4	3							13
14	1	5							1
15		1	1						
16	2	32	1						
17		2							
18	3	10	8						
19	2	2	4	1					
20	2	10	10					3	
21		4	2						
22	1	48	11	1					
23	2	8	2	1				2	
24	3	27	2	1				1	
25	2	4	1					8	1
26	6	37	19	1			1	3	
27	1	7	6	2				4	
28	5	15	11	1				12	
29	57	8	7	1				4	
30	2	27	24	1				1	
31	2	12	6				6	2	
32	55	16	16	1			33		
33	5	5	8	3			8		
34	5	28	28	3			5		
35	3	5	5	1			15		
36	49	10	28	9			1		
37	15	2	6	3			1		
38	8	8	20	5			6		
39	2	3	9	1	1				
40	43	5	36	9			4		
41	8	2	8	5			8		
42	8	5	20	5					
43	2	2	7	5		1			
44	25	2	26	12	1		1		
45	5		6	9		1			
46	5	2	19	11	2	2			
47	1	1	8	12					
48	6	2	21	13		1			

職務の等級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
49	4		12	6	1	3	1		
50	1	2	11	24	1	12			
51	1	2	4	17	1	53			
52	2		29	21		15			
53	2		8	13	3	15			
54		1	10	19	2	18			
55			5	13	5	39			
56	1	2	15	20	2	14			
57	1	1	6	25	5	9			
58			15	14		17			
59		1	6	26	5	39			
60			14	24	5	11			
61		1	12	22	4	4	3		
62	1		6	13	3	8			
63		1	5	22	8	18			
64			12	9	7	6			
65	1		10	8	11	10			
66			5	9	7	8			
67			8	18	4	8			
68			2	7	11	11			
69	1		7	13	13	10			
70			7	5	13	10			
71			5	18	12	11			
72	1	1	5	17	18	14			
73			5	30	24	18			
74			11	9	18	11			
75			12	19	29	13			
76			4	13	18	16			
77			7	11	14	14			
78			4	7	15	14			
79			13	8	13	5			
80	1		5	5	18	5			
81			5	15	16	7			
82			1	13	12	2			
83			5	15	17	6			
84		1	6	18	8	2			
85			2	14	60	41			
86			1	23	14				
87				12	14				
88				18	17				
89				13	33				
90		1		13	5				
91				19	13				
92			1	10	13				
93			1	100	75				
94									
95			3						
96									
97									
98									
99			1						
100									

職務の等級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
101	人	人	人	人	人	人	人	人	人
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108			1						
109									
110									
111									
112			1						
113			32						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		8							
計	367	386	726	885	591	523	93	41	24
								総計	3,636

研究職給料表

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		3			
6					
7					
8		1			
9			1		
10					
11					
12					
13		2			
14			3		
15					
16		2			
17					
18		2			
19					
20		2			
21					
22		1	1		
23					
24		3			
25			1		
26			1		
27		1			
28		1	1		
29		2	1		
30		2			
31		1	1		1
32			1		
33		1	1		
34		3	2		
35			1		
36			3		
37			2		
38					
39			1		
40			2		
41		1			
42		4	2		
43			1		
44			4		
45			4	1	
46			3		
47			3		
48			1	1	

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
49	人	人	人	人	人
50					
51					
52			3		
53					
54				1	
55			1	1	
56			1		
57			1		
58		1	1		
59					
60			1		
61					
62			2		
63				1	
64			1	1	
65			2	3	
66				2	
67			1	2	
68					
69			2	4	
70			2	1	
71				1	
72		1	1	2	
73			1	9	
74					
75			1		
76			3		
77			2		
78			4		
79			3		
80			1		
81					
82					
83			2		
84					
85					
86					
87			1		
88					
89			1		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
101	人	人	人	人	人
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	—	34	79	30	1
				総計	144

医療職給料表

イ 医療職給料表 (一)

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13	4			
14		3		
15				
16	2			
17		1		
18				
19				
20	2			
21				
22	1	1		
23				
24	1			
25				
26	1	3		
27				
28				
29				
30	2	3		
31			1	
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40		1		
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
49	人	人	人	人
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				1
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65			1	
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77			1	
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88			1	
89			5	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	13	12	9	1
			総計	35

ロ 医療職給料表（二）

職務の等級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8			2					
9								
10								
11								
12			3					
13		1	1					
14		1	1					
15								
16		1						
17		3						
18		1	4	1				
19								
20		4						
21		1						
22			4	1				
23								
24		6	1					
25		1	2					
26			4	1			2	
27							1	
28				2			1	
29								
30			1	2				
31								
32			1	2				
33								
34				3	2			
35				1				
36								
37					1			
38				1	1			
39				3				
40				3	1			
41					1			
42					1			
43						1		
44				1	1	3		
45								
46					4	1		
47								
48				1	1	3		

職務の等級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
49	人	人	人	人	人	人	人	人
50		1			2	1		
51			1		3	1		
52					2	1		
53					1			
54					2			
55								
56					3			
57					2			
58								
59					1			
60								
61								
62								
63					1			
64								
65					3			
66								
67								
68					2			
69					2			
70								
71					1			
72								
73								
74								
75								
76								
77					1			
78					1			
79					1			
80								
81					1			
82								
83								
84								
85					4			
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								

職務の等級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
101	人	人	人	人	人	人	人	人
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	—	20	25	22	46	12	4	—
							総計	129

ハ 医療職給料表（三）

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8			2				
9							
10			1				
11							
12			1				
13							
14			1				
15							
16			2				
17		2					
18		3		1			
19			2				
20		2	1	1			
21							
22			2				
23							
24		2	2	2			
25				2			
26		6					
27							
28			1				
29							
30		3					
31		1					
32		1		2			
33							
34		1		1			
35				1			
36							
37							
38					1		
39							
40							
41				1			
42							
43					1	1	
44				2		7	
45				1			
46		1					
47						1	
48						1	

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
49	人	人	人	人	人	人	人
50						2	
51						3	
52						1	
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60					1		
61					1		
62							
63							
64					1		
65							
66					1		
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77					1		
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84					1		
85							
86					1		
87							
88					1		
89					1		
90					1		
91					3		
92							
93					2		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
101	人	人	人	人	人	人	人
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							

職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
153	人	人	人	人	人	人	人
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計	—	22	15	14	17	16	—
						総計	84

高等学校等教育職給料表

職務の等級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		5			
6					
7					
8		3			
9	1	2			
10		1			
11		3			
12		5			
13		5			
14					
15		2			
16		13			
17		7			
18	1	2			
19		3			
20		10			
21		4			
22		7			
23		3			
24		7			
25	1	8			
26		7			
27		5			
28		11			1
29		5			3
30		7			3
31		5			13
32	1	16			
33		5			1
34		5			3
35		6			6
36		8			
37		4			7
38		6			
39		3			
40		15			
41		5			
42		7			
43		8			
44	1	9			
45		11			
46		5			
47		10			
48		7			

職務の等級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
49	人	人	人	人	人
50	1	8			
51		7			
52		17			
53		11			
54		8		1	
55		7			
56		19			
57	1	9			
58	1	13			
59		10		1	
60	1	12		1	
61	1	14			
62		10		2	
63		10		2	
64		17			
65		9		1	
66		10		3	
67		14		4	
68		33			
69	2	10		4	
70		14		3	
71	1	11		4	
72		24		6	
73		10		9	
74	1	9		2	
75		15		4	
76	1	23		3	
77		13		54	
78		17			
79		18			
80		14			
81		20			
82	1	14			
83	1	24			
84		17			
85	1	13			
86		11	2		
87		18	5		
88	1	18	5		
89		11	2		
90	1	15			
91		21			
92		18			
93	1	15			
94	1	25	1		
95		13	1		
96	1	13			
97		11			
98		15	1		
99		17	3		
100	1	13	2		

職務の等級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
101	1	11	2		
102		16	1		
103		10	1		
104	3	17			
105		23	2		
106		5	1		
107		23			
108	1	5	1		
109		13	1		
110	1	10			
111	2	28			
112		14			
113	4	16	1		
114	1	6			
115	1	7			
116		20			
117	1	11			
118	1	17			
119		15			
120	1	25			
121		21			
122	1	24			
123	3	17			
124	4	25			
125	1	27			
126	1	26			
127		38			
128	4	43			
129		37			
130		45			
131		35			
132		27			
133		24			
134	1	29			
135		23			
136		14			
137		15			
138		10			
139		8			
140	1	2			
141		2			
142		2			
143		3			
144		1			
145		6			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					

職務の等級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
153	人	人	人	人	人
計	57	1,798	32	104	37
				総計	2,028

小学校中学校教育職給料表

職務の等級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		50			
18					
19					
20		37			
21		20			1
22		2			2
23		2			107
24		57			
25		7			2
26		8			3
27		1			42
28		49			2
29		22			12
30		11			3
31		8			22
32		45			2
33		10			6
34		7			4
35		16			7
36		74			4
37		11			19
38		17			
39		12			
40		73			
41		6			
42		15			
43		23			
44		78			
45		8			
46		13			
47		12			
48		74			

職務の等級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
49		11			
50		19			
51		21			
52		48			
53		12			
54		20			
55		18			
56		41			
57		10			
58		17			
59		16			
60		49			
61		14		1	
62		21			
63		11			
64		34			
65		16		3	
66		19			
67		17			
68		29		1	
69		13		1	
70		21	1		
71		20		1	
72		25	1	2	
73		12		1	
74		13	1	2	
75		16		1	
76		27		3	
77		15		2	
78		22	1	3	
79		26	1	10	
80		18	1	10	
81		15		3	
82		15	1	2	
83		23	2	6	
84		32		8	
85		23	3	9	
86		14	1	13	
87		12	3	16	
88		26	6	11	
89		14	9	13	
90		17	6	22	
91		17	2	14	
92		20	7	12	
93		17	2	157	
94		16	5		
95		16	5		
96		27	5		
97		21	1		
98		10	2		
99		15	4		
100		13	7		

職務の等級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
101		10	6		
102		13	8		
103		11	9		
104		17	6		
105		12	5		
106		16	1		
107		16			
108		17	1		
109		13			
110		17	1		
111		17			
112		20			
113		13			
114		7			
115		13			
116		16			
117		19			
118		17			
119		25			
120		19			
121		23			
122		29			
123		15			
124		16			
125		31			
126		18			
127		31			
128		18			
129		32			
130		31			
131		28			
132		35			
133		36			
134		35			
135		54			
136		58			
137		57			
138		69			
139		87			
140		86			
141		73			
142		111			
143		91			
144		71			
145		89			
146		53			
147		49			
148		42			
149		49			
150		25			
151		18			
152		11			

職務の等級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
153		11			
154		9			
155		1			
156		3			
157		2			
計	—	3,607	114	327	238
				総計	4,286

公安職給料表

職務の等級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5	17								
6									
7									
8	13								
9	2								
10	5								
11									
12	19								
13	2								
14	2		1						
15									
16	14		1		1				
17	2								
18	2	1							
19									
20	11	28	1						
21	25								
22	5	9	1		1				
23	2	2			1				
24	31	1	1	1					
25	3	5	1						
26	7	28	3	2	3				
27	1				1				
28	6	7	3	1					
29	2	7	1		1				
30	1	23	6	2					3
31		2			1				1
32	1	9	2	2	1				1
33		3		1	2				
34		14	6	3	2				
35		6	1		1				
36	1	11	5	5	2				
37	2	4		2					
38	1	15	16	4	2				
39		2	3	3	1				
40		10	9	8	5	1			
41	1	8	4	4	2				
42	1	21	6	6	1				
43	2	4	4	2					
44	1	12	23	6	5	1			
45			5	4	2			3	
46	1	19	17	3	3			1	
47		2	6	4				3	
48		7	22	3	8	1			

職務の等級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
49	1	4	5	9	1			1	
50		15	18	2	4		1	1	
51		3	9	5	5			1	
52	1	8	11	12	5	1		1	
53		1	7	4	6	1	1		
54		8	14	11	6	4	2		
55		3	9	5	3		8		
56			14	6	1	2			
57		1	10	3	2	1	1		
58		1	11	5	4	1	1		
59			9	3	4	1	1		
60			8	4	2		3		
61			2	3			4		
62			2	7	1		1		
63			5	2	2	2	2		
64			8	4	1	1	2		
65			3	4	5	1			
66				5		1			
67			1	3	2		4		
68			1	3	1	2			
69			2	5	6				
70				4		2			
71		1		4		3	4		
72			1	5	2		1		
73			1	3	1				
74				3	1	1			
75		1		4	1		4		
76				2		1			
77			2		4	1	5		
78			1	1	1		3		
79				3	1	2	1		
80			1		6	1			
81				2	2		2		
82				1	1	1	1		
83				3	3	6	1		
84			1	2	3				
85					1	11	6		
86				2	1				
87				2	2	5			
88				1	4				
89			1	2	4	5			
90				2					
91				4	3	3			
92					2				
93			1	3	112	14			
94				2					
95				1					
96				2					
97				2					
98				2					
99			1	4					
100				1					

職務の等級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
101	人	人	人	人	人	人	人	人	人
102				2					
103				2					
104				1					
105				2					
106				4					
107				3					
108				3					
109				4					
110				5					
111				1					
112				1					
113				3					
114				4					
115			1	1					
116				4					
117				3					
118				1					
119				2					
120				7					
121			1	3					
122				3					
123				8					
124				3					
125				29					
126									
127									
128									
129									
130			1						
131									
132									
133									
134			1						
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141			2						
計	185	306	313	340	262	77	59	11	5
								総計	1,558

第5表 再任用職員の給料表別，等級別人員分布

1 フルタイム勤務職員

給料表	等級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
給料表計	7	—	—	—	—	6	—	1	—	—	—
行政職給料表	1	—	—	/	—	—	—	1	—	—	—
公安職給料表	6	—	—	/	—	6	—	—	—	—	—

2 短時間勤務職員

給料表	等級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
給料表計	193	—	81	—	106	6	—	—	—	—	—
行政職給料表	102	—	—	/	102	—	—	—	—	—	—
研究職給料表	4	—	—	/	4	—	—	/	/	/	/
医療職給料表（二）	4	—	—	/	—	4	—	—	—	—	/
医療職給料表（三）	2	—	—	/	—	2	—	—	—	/	/
高等学校等教育職給料表	7	—	7	—	—	—	/	/	/	/	/
小学校中学校教育職給料表	74	—	74	—	—	—	/	/	/	/	/

第6表 扶養手当の支給状況

区 分		人 員				割 合				
受 給 者		5,277	うち 扶養親族である 配偶者を有する者 人	2,182	うち 扶養親族である 子を有する者 人	4,297	うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者 人	609	%	44.3
	扶 養 親 族 数	1人	1,898	623	1,066	209	36.0			
	2人	1,895	571	1,757	185	35.9				
	3人	1,101	693	1,091	113	20.9				
	4人	320	243	320	68	6.1				
	5人	56	47	56	30	1.0				
	6人	7	5	7	4	0.1				
	7人	0	—	—	—	—				
	8人以上	0	—	—	—	—				
非受給者		6,624				人	%	55.7		
扶養手当受給者の平均扶養親族数							人	2.0		

(注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象になっている者をいう。

2 受給者及び非受給者の割合は全職員を、扶養親族数欄の割合は受給者を、それぞれ100としたときの割合である。

第7表 住居手当の支給状況

区 分	人 員	割 合
受 給 者	2,149 人	18.1 %
手当月額11,000円以下の者	7	0.3
手当月額11,100円以上26,900円以下の者	996	46.4
手当月額27,000円以上の者	1,146	53.3
非 受 給 者	9,752	81.9

(注) 受給者及び非受給者の割合は全職員を、手当月額別の割合は受給者を、それぞれ100としたときの割合である。

第8表 通勤手当の支給状況

区 分	人 員	割 合
受 給 者	9,584 人	80.5 %
交通機関等のみを利用する者	159	1.7
交通用具のみを使用する者	9,091	94.8
交通機関等と交通用具を併用する者	334	3.5
非 受 給 者	2,317	19.5

(注) 受給者及び非受給者の割合は全職員を，通勤方法別の割合は受給者を，それぞれ100としたときの割合である。



## 2 民間給与関係

### 平成30年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成30年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

徳島県人事委員会及び人事院等

#### (3) 調査の範囲

##### ア 調査対象事業所

平成30年4月分の最終給与締切日現在において、全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内事業所 286事業所

##### イ 調査対象職種

76職種（うち、初任給関係18職種）

#### (4) 調査対象の抽出

##### ア 標本事業所の抽出

前記(3)のアに該当した事業所を組織、規模、産業によって層化し、無作為抽出した113事業所のうち103事業所の協力を得て調査した。

##### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査した。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

##### ウ 調査実人員

5,214人(うち、初任給関係245人)であるが、行政職給料表適用者に相当する調査実人員は4,279人である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は18,276人であり、うち、行政職給料表適用者に相当するものは11,275人である。

#### (5) 集 計

集計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

#### (6) その他

調査項目及び調査結果の概要は、第9表から第19表までに示すとおりである。

第9表 産業別，企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	事業所 103	事業所 33	事業所 49	事業所 21
農業・林業	2	0	1	1
建設業	4	1	2	1
製造業	48	15	27	6
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1	1	0	0
運輸・通信業	8	2	2	4
卸売・小売業	10	1	4	5
金融・保険・ 不動産・物品賃貸業	3	2	1	0
サービス業	27	11	12	4

(注) 上記のほか，実地調査に際し，調査不能事業所が10あった。

第10表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	給与改定の状況		
		ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン ベースアップ の慣行なし
係員		31.9	8.9	0.0
課長級		29.4	7.8	0.0

(注) ベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第 1 1 表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし				
係 員	94.4	94.4	16.2	4.6	73.6		0.0	5.6
課 長 級	84.9	84.9	13.4	4.6	66.9		0.0	15.1

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 1 2 表 初任給の改定状況

(単位：%)

項目 学歴	新規学卒者 の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者 の採用なし
		増額	据置き	減額	
大 学 卒	36.6	40.8	59.2	0.0	63.4
高 校 卒	28.5	46.9	53.1	0.0	71.5

(注) 1 事務員及び技術者のみを対象としたものである。  
 2 「初任給の改定状況」の欄は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 学歴別，規模別新卒事務員，新卒技術者初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新卒事務員	大学院修士 課程修了	円 * 226,120	円 * 238,900	円 * 204,000	円 —
	大 学 卒	190,007	211,699	175,388	* 190,800
	短 大 卒	170,331	* 181,000	168,676	—
	高 校 卒	152,676	* 158,160	* 151,980	* 146,500
新卒技術者	大学院修士 課程修了	228,140	232,053	* 215,500	—
	大 学 卒	197,479	199,336	195,302	197,400
	短 大 卒	175,632	175,400	* 179,405	* 170,000
	高 校 卒	154,344	159,491	151,738	149,050
計	大学院修士 課程修了	227,860	232,862	* 213,200	—
	大 学 卒	193,476	205,280	182,902	194,862
	短 大 卒	173,801	175,909	171,849	* 170,000
	高 校 卒	154,121	159,348	151,771	148,540

(注) \*印は，調査実人員5人以下であることを示す。

第14表 職種別，企業規模別給与額等

その1 給与比較の対象職種

職種名	企業規模	調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)		
								円
事 務 関 係 職 種	支 店 長	500人以上	人 4	歳 54.3	円 783,424	円 413	円 783,011	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	4	54.3	783,424	413	783,011	
事 務 関 係 職 種	事 務 部 長	500人以上	44	53.1	673,843	491	673,352	2課以上又は構成員20人以上の部の長，職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
		100人以上 500人未満	19	55.2	488,559	776	487,783	
		100人未満	8	50.4	484,463	0	484,463	
		計	71	53.4	602,921	512	602,409	
事 務 関 係 職 種	事 務 部 次 長	500人以上	37	52.4	652,303	518	651,785	前記部長に事故等のあるときの職務代行者，職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職，中間職(部長一課長間)
		100人以上 500人未満	12	52.8	451,404	0	451,404	
		100人未満	*	49.5	563,500	0	563,500	
		計	*	52.4	601,550	376	601,174	
事 務 関 係 職 種	事 務 課 長	500人以上	166	51.0	585,258	1,378	583,880	2係以上又は構成員10人以上の課の長，職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
		100人以上 500人未満	86	47.5	425,408	13,618	411,790	
		100人未満	20	45.6	397,849	796	397,053	
		計	272	49.5	520,937	5,205	515,732	

(注) 1 \*は調査実人員2人以下であり，計の調査実人員も\*としている(その2において同じ。)  
 2 「中間職(部長一課長間)」，「中間職(課長一係長間)」，「中間職(係長一係員間)」とは，それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で，役職，職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

職 種 名	企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)	
事務課長代理	500人以上	人 89	歳 47.9	円 515,345	円 26,170	円 489,175	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下4人以上又は係長等の役職者の部下を有する者、職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職(課長-係長間)
	100人以上 500人未満	44	46.5	409,608	35,755	373,853	
	100人未満	—	—	—	—	—	
	計	133	47.4	480,365	29,341	451,024	
事務係長	500人以上	239	47.6	438,936	46,725	392,211	係の長及び係長級専門職
	100人以上 500人未満	106	43.9	338,781	25,657	313,124	
	100人未満	30	44.3	339,193	10,727	328,466	
	計	375	46.3	402,646	37,890	364,756	
事務主任	500人以上	167	43.7	377,282	38,174	339,108	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職(係長-係員間)
	100人以上 500人未満	64	39.5	299,255	31,173	268,082	
	100人未満	20	42.2	262,539	15,607	246,932	
	計	251	42.5	348,244	34,590	313,654	
事務係員	500人以上	441	37.8	314,837	27,665	287,172	
	100人以上 500人未満	409	35.8	241,757	21,742	220,015	
	100人未満	105	36.5	223,156	10,437	212,719	
	計	955	36.8	273,459	23,234	250,225	

職 種 名	企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
								円
技 術 関 係 職 種	工 場 長	500人以上	人 3	歳 52.3	円 892,060	円 0	円 892,060	構成員50人以上の工場 の長（取締役兼任 者を除く。）
		100人以上 500人未満	3	56.0	575,111	6,000	569,111	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	6	54.2	733,586	3,000	730,586	
技 術 部 長	技 術 部 長	500人以上	40	53.9	673,899	0	673,899	2課以上又は構成員 20人以上の部の長、 職能資格等が上記部 の長と同等と認めら れる部の長及び部長 級専門職（取締役兼 任者を除く。）
		100人以上 500人未満	20	50.6	475,332	0	475,332	
		100人未満	5	54.0	537,938	0	537,938	
		計	65	52.9	602,343	0	602,343	
技 術 部 次 長	技 術 部 次 長	500人以上	18	50.8	616,790	48	616,742	前記部長に事故等 のあるときの職務代 行者、職能資格等が 上記部の次長と同等 と認められる部の次 長及び部次長級専門 職、中間職（部長一 課長間）
		100人以上 500人未満	11	53.4	480,798	16,130	464,668	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	29	51.8	565,207	6,148	559,059	
技 術 課 長	技 術 課 長	500人以上	130	49.8	587,508	2,353	585,155	2係以上又は構成員 10人以上の課の長、 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職
		100人以上 500人未満	64	48.8	432,964	11,617	421,347	
		100人未満	22	50.5	463,210	24,087	439,123	
		計	216	49.6	529,057	7,312	521,745	

職 種 名	企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
								円
技 術 関 係 職 種	技術課長代理	500人以上	人 94	歳 47.3	円 520,583	円 4,951	円 515,632	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下4人以上又は係長等の役職者の部下を有する者、職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職(課長-係長間)
		100人以上 500人未満	48	48.8	421,249	14,126	407,123	
		100人未満	11	47.9	406,833	14,686	392,147	
		計	153	47.8	481,241	8,529	472,712	
技 術 関 係 職 種	技術係長	500人以上	210	43.3	480,493	84,442	396,051	係の長及び係長級専門職
		100人以上 500人未満	121	43.5	366,034	39,893	326,141	
		100人未満	27	43.7	370,941	68,337	302,604	
		計	358	43.4	433,545	68,171	365,374	
技 術 関 係 職 種	技術主任	500人以上	155	41.9	437,212	76,255	360,957	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職(係長-係員間)
		100人以上 500人未満	73	43.3	345,380	37,615	307,765	
		100人未満	24	41.2	332,519	59,121	273,398	
		計	252	42.3	400,639	63,430	337,209	
技 術 関 係 職 種	技術係員	500人以上	512	34.0	333,809	51,855	281,954	
		100人以上 500人未満	268	37.4	275,139	30,223	244,916	
		100人未満	108	32.7	264,971	34,007	230,964	
		計	888	34.9	307,730	43,155	264,575	

その2 給与比較の対象外職種

職 種 名	企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)	
研 究 所 長	500人以上	人 *	歳 49.5	円 838,385	円 0	円 838,385	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
	100人未満	—	—	—	—	—	
	計	*	49.5	838,385	0	838,385	
研 究 部（課）長	500人以上	37	47.8	598,387	545	597,842	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	100人以上 500人未満	8	45.8	529,315	0	529,315	
	100人未満	—	—	—	—	—	
	計	45	47.4	586,108	448	585,660	
研 究 室（係）長	500人以上	46	42.1	484,409	79,611	404,798	構成員3人以上の室（係）の長
	100人以上 500人未満	19	40.7	396,580	40,267	356,313	
	100人未満	—	—	—	—	—	
	計	65	41.7	458,736	68,111	390,625	
主 任 研 究 員	500人以上	71	42.0	482,547	63,063	419,484	研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、前記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	100人以上 500人未満	3	42.0	339,624	35,552	304,072	
	100人未満	—	—	—	—	—	
	計	74	42.0	476,753	61,948	414,805	
研 究 員	500人以上	123	33.9	365,427	47,772	317,655	
	100人以上 500人未満	23	30.6	265,367	25,954	239,413	
	100人未満	—	—	—	—	—	
	計	146	33.4	349,665	44,335	305,330	
研 究 補 助 員	500人以上	12	28.6	386,475	29,483	356,992	
	100人以上 500人未満	*	39.5	276,668	2,328	274,340	
	100人未満	—	—	—	—	—	
	計	*	30.1	370,788	25,603	345,185	

職 種 名	企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
								円
医 療 関 係 職 種	病 院 長	500人以上	人 *	歳 69.0	円 1,288,050	円 7,650	円 1,280,400	部下に医師又は歯科 医師5人以上
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	*	69.0	1,288,050	7,650	1,280,400	
療 関 係 職 種	副 院 長	500人以上	*	71.0	1,346,720	154,000	1,192,720	前記病院長に事故等 のあるときの職務代 行者
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	*	71.0	1,346,720	154,000	1,192,720	
係 職 種	医 科 長	500人以上	8	58.0	1,351,773	111,545	1,240,228	部下に医師又は歯科 医師1人以上
		100人以上 500人未満	*	61.0	1,304,550	0	1,304,550	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	*	58.6	1,342,328	89,236	1,253,092	
種	医 師	500人以上	6	50.3	1,173,738	144,210	1,029,528	
		100人以上 500人未満	8	58.3	1,280,433	27,688	1,252,745	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	14	54.9	1,234,706	77,626	1,157,080	
種	歯 科 医 師	500人以上	—	—	—	—	—	
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	—	—	—	—	—	

職 種 名	企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
								円
医	薬 局 長	500人以上	人 *	歳 49.0	円 420,580	円 12,730	円 407,850	部下に薬剤師2人以上
		100人以上 500人未満	*	37.0	415,300	0	415,300	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	*	45.0	418,820	8,487	410,333	
療	薬 剤 師	500人以上	5	42.0	345,805	10,809	334,996	
		100人以上 500人未満	11	50.1	349,972	3,287	346,685	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	16	47.6	348,670	5,637	343,033	
関	診療放射線技師	500人以上	8	45.5	353,865	12,962	340,903	
		100人以上 500人未満	*	50.0	356,710	0	356,710	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	*	46.4	354,434	10,370	344,064	
係	臨床検査技師	500人以上	10	42.4	324,690	23,748	300,942	
		100人以上 500人未満	5	47.2	266,001	665	265,336	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	15	44.0	305,127	16,053	289,074	
種	栄 養 士	500人以上	3	33.7	250,584	9,161	241,423	
		100人以上 500人未満	11	37.2	225,829	13,881	211,948	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	14	36.4	231,134	12,869	218,265	

職種名	企業規模	調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
								円
医療関係職種	理学療法士	500人以上	人 11	歳 32.5	円 290,142	円 4,156	円 285,986	
		100人以上 500人未満	19	34.9	276,901	3,938	272,963	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	30	34.0	281,756	4,018	277,738	
	作業療法士	500人以上	7	27.1	255,623	2,910	252,713	
		100人以上 500人未満	24	32.1	273,906	1,156	272,750	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	31	31.0	269,777	1,552	268,225	
	総看護師長	500人以上	*	59.0	422,100	18,400	403,700	部下に看護師長5人以上
		100人以上 500人未満	*	58.5	527,412	19,486	507,926	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	*	58.7	492,308	19,124	473,184	
看護師長	500人以上	14	48.7	413,418	34,400	379,018	部下に看護師又は准看護師5人以上	
	100人以上 500人未満	33	47.4	386,245	49,708	336,537		
	100人未満	—	—	—	—	—		
	計	47	47.8	394,339	45,148	349,191		
看護師	500人以上	41	42.4	353,967	25,582	328,385		
	100人以上 500人未満	105	44.9	317,845	45,403	272,442		
	100人未満	—	—	—	—	—		
	計	146	44.2	327,989	39,837	288,152		
准看護師	500人以上	9	51.3	345,603	24,306	321,297		
	100人以上 500人未満	60	49.5	288,142	46,737	241,405		
	100人未満	—	—	—	—	—		
	計	69	49.8	295,637	43,811	251,826		

職 種 名	企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
								円
教 育 大 関 係 学 職 種	学 長	500人以上	人	歳	円	円	円	
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	—	—	—	—	—	
	副 学 長	500人以上	—	—	—	—	—	
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	—	—	—	—	—	
	学 部 長	500人以上	—	—	—	—	—	
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	—	—	—	—	—	
教 授	500人以上	17	52.7	577,374	58,176	519,198		
	100人以上 500人未満	21	54.9	563,694	0	563,694		
	100人未満	—	—	—	—	—		
	計	38	53.9	569,814	26,026	543,788		
准 教 授	500人以上	17	47.7	511,230	50,000	461,230		
	100人以上 500人未満	17	45.9	455,523	0	455,523		
	100人未満	—	—	—	—	—		
	計	34	46.8	483,377	25,000	458,377		
講 師	500人以上	15	41.3	422,682	28,933	393,749		
	100人以上 500人未満	15	40.5	399,786	0	399,786		
	100人未満	—	—	—	—	—		
	計	30	40.9	411,234	14,467	396,767		

職 種 名			企 業 規 模	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
						きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)	
大 学	助 教	500人以上	人 9	歳 42.2	円 366,951	円 0	円 366,951		
		100人以上 500人未満	13	39.1	333,182	0	333,182		
		100人未満	—	—	—	—	—		
		計	22	40.4	346,997	0	346,997		
高 等 学 校	校 長	500人以上	—	—	—	—	—		
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—		
		100人未満	—	—	—	—	—		
		計	—	—	—	—	—		
高 等 学 校	教 頭	500人以上	—	—	—	—	—		
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—		
		100人未満	—	—	—	—	—		
		計	—	—	—	—	—		
高 等 学 校	主 幹 教 諭	500人以上	—	—	—	—	—		
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—		
		100人未満	—	—	—	—	—		
		計	—	—	—	—	—		
高 等 学 校	指 導 教 諭	500人以上	—	—	—	—	—		
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—		
		100人未満	—	—	—	—	—		
		計	—	—	—	—	—		
高 等 学 校	教 諭	500人以上	—	—	—	—	—		
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—		
		100人未満	—	—	—	—	—		
		計	—	—	—	—	—		

職 種 名	企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)			
								円	円
海 事 関 係 職 種	船 長 機 関 長	遠 洋	500人以上	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	遠洋 航行区域に限定の ない総トン数20トン 以上の船舶の乗組員  近海 北緯63度から南緯 11度の間及び東経94 度から175度の間の 水域を航行区域とす る総トン数20トン以 上の船舶の乗組員  沿海・平水 港内又は湾内を航 行区域とする総トン 数5トン以上の船舶 の乗組員
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
		近 海	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
		沿 海 ・ 平 水	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
	一 等 航 海 士 一 等 機 関 士	遠 洋	500人以上	—	—	—	—	—	
			100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
			100人未満	—	—	—	—	—	
			計	—	—	—	—	—	
近 海		500人以上	—	—	—	—	—		
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—		
		100人未満	—	—	—	—	—		
		計	—	—	—	—	—		
沿 海 ・ 平 水		500人以上	—	—	—	—	—		
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—		
		100人未満	—	—	—	—	—		
		計	—	—	—	—	—		

職 種 名		企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考			
					きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)				
									円	円	円
海 事 関 係 職 種	二等航海士	遠洋	500人以上	人	歳	円	円	円			
		洋	100人以上 500人未満	-	-	-	-	-	-		
			100人未満	-	-	-	-	-	-		
			計	-	-	-	-	-	-		
	二等機関士	近海	500人以上	-	-	-	-	-	-		
		海	100人以上 500人未満	-	-	-	-	-	-		
			100人未満	-	-	-	-	-	-		
			計	-	-	-	-	-	-		
	沿海・平水	沿海・平水	500人以上	-	-	-	-	-	-		
		沿海・平水	100人以上 500人未満	-	-	-	-	-	-		
			100人未満	-	-	-	-	-	-		
			計	-	-	-	-	-	-		
	三等航海士	遠洋	遠洋	500人以上	-	-	-	-	-		
			洋	100人以上 500人未満	-	-	-	-	-	-	
				100人未満	-	-	-	-	-	-	
				計	-	-	-	-	-	-	
三等機関士		近海	500人以上	-	-	-	-	-	-		
		海	100人以上 500人未満	-	-	-	-	-	-		
			100人未満	-	-	-	-	-	-		
			計	-	-	-	-	-	-		
沿海・平水		沿海・平水	500人以上	-	-	-	-	-	-		
		沿海・平水	100人以上 500人未満	-	-	-	-	-	-		
			100人未満	-	-	-	-	-	-		
			計	-	-	-	-	-	-		

職 種 名	企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)			
								円	円
海 事 関 係 職 種	運 航 士	遠 洋	500人以上	人	歳	円	円	円	
			100人以上 500人未満	-	-	-	-	-	
			100人未満	-	-	-	-	-	
			計	-	-	-	-	-	
		近 海	500人以上	-	-	-	-	-	
			100人以上 500人未満	-	-	-	-	-	
			100人未満	-	-	-	-	-	
			計	-	-	-	-	-	
		沿 海 ・ 平 水	500人以上	-	-	-	-	-	
			100人以上 500人未満	-	-	-	-	-	
			100人未満	-	-	-	-	-	
			計	-	-	-	-	-	
	甲 板 長 操 機 長	遠 洋	500人以上	-	-	-	-	-	
			100人以上 500人未満	-	-	-	-	-	
			100人未満	-	-	-	-	-	
			計	-	-	-	-	-	
近 海		500人以上	-	-	-	-	-		
		100人以上 500人未満	-	-	-	-	-		
		100人未満	-	-	-	-	-		
		計	-	-	-	-	-		
沿 海 ・ 平 水		500人以上	-	-	-	-	-		
		100人以上 500人未満	-	-	-	-	-		
		100人未満	-	-	-	-	-		
		計	-	-	-	-	-		

職 種 名	企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
								円
海 事 関 係 職 種	遠 洋	500人以上	人	歳	円	円	円	
		100人以上 500人未満	-	-	-	-	-	
		100人未満	-	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	-	
	甲 板 手 操 機 手	近 海	500人以上	-	-	-	-	-
		100人以上 500人未満	-	-	-	-	-	
		100人未満	-	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	-	
	沿 海 ・ 平 水	500人以上	-	-	-	-	-	
		100人以上 500人未満	-	-	-	-	-	
		100人未満	-	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	-	
	甲 板 員 機 関 員	遠 洋	500人以上	-	-	-	-	-
			100人以上 500人未満	-	-	-	-	-
			100人未満	-	-	-	-	-
			計	-	-	-	-	-
近 海		500人以上	-	-	-	-	-	
		100人以上 500人未満	-	-	-	-	-	
		100人未満	-	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	-	
沿 海 ・ 平 水		500人以上	-	-	-	-	-	
		100人以上 500人未満	-	-	-	-	-	
		100人未満	-	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	-	

職 種 名	企業規模	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
								円
技 能	電話交換手	500人以上	人	歳	円	円	円	見習, 外国語の電話 交換手を除く。
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	—	—	—	—	—	
・ 労 務	自家用乗用 自動車運転手	500人以上	*	57.0	424,940	9,252	415,688	業務委託契約等に基 づき, 他の事業所に おいて業務に従事し ている者を除く。
		100人以上 500人未満	3	48.0	243,139	35,151	207,988	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	*	50.3	288,589	28,676	259,913	
関 係 職	守 衛	500人以上	4	57.3	566,513	32,158	534,355	
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
		100人未満	*	34.0	228,766	24,886	203,880	
		計	*	52.6	498,963	30,703	468,260	
種	用 務 員	500人以上	—	—	—	—	—	
		100人以上 500人未満	—	—	—	—	—	
		100人未満	—	—	—	—	—	
		計	—	—	—	—	—	

## 第15表 家族手当の支給状況

### その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

家族手当制度 がある	配偶者に対する家族手当の支給状況			
	配偶者に家族 手当を支給す る	配偶者に対する 家族手当を見直 す予定又は見直 すことについて 検討中	税制及び社会保 障制度の見直し の動向等によっ ては見直すこと を検討する	配偶者に対する 家族手当を見直 す予定がない (検討も行って いない)
69.8	(87.8)	[16.7]	[ 7.5]	[75.8]

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

### その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配 偶 者	11,049 円
配偶者と子1人	16,589 円
配偶者と子2人	21,713 円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

第16表 住宅手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給する	49.9
支給しない	50.1

第17表 定期昇給制度の状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給制度あり				定期昇給制度なし
	定期昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	91.2	40.9	78.2	50.3	8.8
課長級	82.9	36.7	71.1	45.0	17.1

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第18表 特別給の支給状況

区 分		区 分	
		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目	下 半 期 (A 1)	305,981 円	262,868 円
	平均所定内給与月額	上 半 期 (A 2)	306,129 円
特別給の支給額		下 半 期 (B 1)	716,235 円
	特別給の支給割合	上 半 期 (B 2)	651,777 円
特別給の支給割合		下 半 期 $\left(\frac{B 1}{A 1}\right)$	2.34 月分
	上 半 期 $\left(\frac{B 2}{A 2}\right)$	2.13 月分	2.08 月分
	年 間 計	4.47 月分	4.41 月分

(注) 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

第19表 冬季賞与の配分状況

(単位：%)

部 長 級		課 長 級		係 員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
47.1	52.9	48.5	51.5	54.4	45.6

### 3 職員の給与と民間給与との比較

第20表 職員の給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員の給与 (B)	公民較差 (A) - (B) $\left[ \frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
372,161 円	370,866 円	1,295 円 ( 0.35 %)

- (注) 1 この表は、県にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の仕事に従事する者について、役職、年齢、学歴等が同等であると認められる者の相互の4月分の給与を比較したものである。なお、「役職」の比較に当たっては、次の表によったものである。
- 2 「民間給与」は行政職給料表適用者と比較し得た民間従事者の給与について当該比較し得た行政職給料表適用者の人員構成に合わせて加重平均したものをいい、「職員の給与」は民間従事者と比較し得た行政職給料表適用者の平均給与をいう。したがって、この表における「職員の給与」は、第2表における「平均給与月額」と若干異なるものである。

(参考) 公民比較対応表

県職員(行政職) 職務の等級	民間の対応職種		
	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満	企業規模 100人未満
9級	支店長・工場長 部次長		
8級	課長	支店長・工場長 部次長	
7級			支店長・工場長 部次長
6級	課長代理	課長	支店長・工場長 部次長
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

- (注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

## 4 生計費

第21表 費目別、世帯人員別標準生計費（徳島市）

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	22,590 <sup>円</sup>	36,140 <sup>円</sup>	44,890 <sup>円</sup>	53,630 <sup>円</sup>	62,380 <sup>円</sup>
住居関係費	42,140	46,180	41,530	36,870	32,210
被服・履物費	2,780	9,720	11,170	12,610	14,060
雑費Ⅰ	26,720	24,140	44,770	65,410	86,040
雑費Ⅱ	9,530	21,780	26,990	32,190	37,390
計	103,760	137,960	169,350	200,710	232,080

(注) 1 標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居，光熱・水道，家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費，こづかい，交際費，仕送り金）

2 1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価，消費水準の変動分を加味して、平成30年4月の費目別標準生計費を算定した。

3 2人～5人世帯については、家計調査（全国・勤労者世帯）における平成30年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

## 5 労働経済指標

第22表 労働経済指標

項 目		年 月		平成29年				
				4月	5月	6月	7月	
賃 金 ・ 労 働 時 間  ( 毎 全 勤 国 )	きまって支給する給与 (調査産業計, 事業所規模30人以上)	金 額		295.0 千円	289.1	291.5	291.3	
		前年同月比		0.3 %	0.5	0.4	0.4	
	うち 所定内給与	金 額		268.9 千円	264.8	267.3	267.1	
		前年同月比		0.6 %	0.7	0.7	0.6	
	総実労働時間数 (調査産業計, 事業所規模30人以上)		時 間 数		153.1 時間	144.7	154.2	150.5
	うち 所定外労働時間数		時 間 数		13.2 時間	12.3	12.3	12.4
賃 金 ・ 労 働 時 間  ( 毎 徳 勤 島 )	きまって支給する給与 (調査産業計, 事業所規模30人以上)	金 額		271.4 千円	265.7	266.9	268.3	
		前年同月比		1.1 %	0.4	△0.1	0.4	
	うち 所定内給与	金 額		250.2 千円	246.4	246.9	249.3	
		前年同月比		1.0 %	0.7	0.0	0.7	
	総実労働時間数 (調査産業計, 事業所規模30人以上)		時 間 数		162.8 時間	154.0	163.2	161.1
	うち 所定外労働時間数		時 間 数		13.5 時間	12.9	13.0	12.1
生 計 費  ( 総 務 省 )	消費支出 (勤労者世帯)	全 国	金 額	329.9 千円	315.2	296.7	308.8	
			前年同月比	△2.4 %	2.8	7.2	2.1	
	徳 島 市	金 額	370.6 千円	292.4	238.1	259.8		
		前年同月比	42.6 %	△4.4	△23.7	△34.5		
物	消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年同月比	0.4 %	0.4	0.4	0.4	
		徳 島 市	前年同月比	0.2 %	0.1	0.4	0.3	
価	国内企業物価指数 (日本銀行)		前年同月比	2.1 %	2.1	2.2	2.5	

(注) 1 きまって支給する給与 (全国毎勤), 消費者物価指数及び国内企業物価指数については, 平成  
2 きまって支給する給与 (徳島毎勤) については, 金額の数値は平成25年10月改定の産業分類に

8月	9月	10月	11月	12月	平成30年			
					1月	2月	3月	4月
289.3	291.1	291.6	291.8	291.9	290.0	290.0	293.8	296.6
0.4	0.7	0.2	0.4	0.4	0.7	0.2	0.8	0.6
265.3	267.1	266.6	266.0	266.0	265.6	265.3	268.4	270.7
0.4	0.8	0.4	0.4	0.5	0.8	0.4	0.9	0.7
144.5	148.4	149.7	150.9	148.9	139.0	143.1	147.6	150.9
12.0	12.5	12.8	13.1	13.2	12.0	12.4	12.9	13.0
269.9	266.5	265.9	267.1	266.8	263.3	265.6	266.1	272.4
1.1	0.7	0.0	0.2	△0.1	△1.1	△0.3	0.1	0.4
249.7	246.9	246.3	245.5	245.9	241.2	242.4	243.2	249.5
1.2	0.6	0.0	△0.2	△0.2	△2.1	△1.6	△1.1	△0.3
155.4	157.6	158.6	160.0	156.1	145.6	151.1	151.4	156.5
11.7	12.8	13.0	13.2	12.7	13.6	13.5	13.1	13.4
301.6	295.2	313.7	301.2	352.1	317.7	289.2	335.0	335.0
0.0	△0.4	2.6	2.4	0.8	3.4	△3.0	△0.6	1.5
276.8	265.4	319.6	280.0	372.4	375.2	347.9	339.3	302.8
△11.7	△12.5	△10.9	△17.3	13.2	23.3	32.6	8.1	△18.3
0.7	0.7	0.2	0.6	1.0	1.4	1.5	1.1	0.6
0.5	0.6	0.2	0.7	1.0	1.4	1.7	1.4	0.9
2.9	3.0	3.5	3.5	3.0	2.7	2.6	2.1	2.1

27年基準である。

基づく実数であり、前年同月比は指数で計算した数字である。